

# 広報わっさむ お知らせ版

2023. 5. 2 発行  
NO. 343

編集 総務課情報管理係 (TEL32-2421)  
※お知らせ版は全ての人が見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを使用しています

## 町立診療所からのお知らせ

町立診療所、5月の勤務医をお知らせします。

区分	診療科	月	火	水	木	金	土
午前	内科 外科	1 安孫子 山下	2 安孫子 山下	3 憲法記念日 休診	4 みどりの日 休診	5 こどもの日 休診	6 山下 (内・外科)
午後	内・外科	山下	安孫子				
午前	内科 外科	8 安孫子 山下	9 安孫子 山下	10 安孫子 山下	11 安孫子 山下	12 安孫子 山下	13 安孫子 (内・外科)
午後	内・外科	安孫子	安孫子	山下	安孫子	安孫子	
午前	内科 外科	15 安孫子 山下	16 安孫子 山下	17 安孫子 山下	18 安孫子 山下	19 安孫子 山下	20 山下 (内・外科)
午後	内・外科	山下	山下	山下	安孫子	山下	
午前	内科 外科	22 安孫子 山下	23 安孫子 山下	24 安孫子 山下	25 安孫子 山下	26 安孫子 山下	27 安孫子 (内・外科)
午後	内・外科	山下	安孫子	山下	安孫子	安孫子	
午前	内科 外科	29 安孫子 山下	30 安孫子 山下	31 安孫子 山下			
午後	内・外科	山下	安孫子	山下			

※診療所の開錠時間は午前8時です。

【夜間や休日などの診療時間以外の時は・・・】

- 体調が悪い。気になる身体症状がある。
- けがの応急処置方法が知りたい。
- 医療機関の情報が知りたい。等々

そんな時は、『わっさむ健康あんしんダイヤル24』をご利用ください。

通話料 無料  
0120-200-714  
24時間 年中無休／通話料・相談料無料

※急病、重症のときは、119番(救急要請)におかけください。

■町立診療所 (Tel32-2103)

5/16  
(火)

## 悩みや困りごとの相談会

暮らしに関する悩みごと、困りごとについて、ひとりで悩まずにご相談ください。(仕事、お金、家族、人との関係のことなど)一緒に解決方法を考えます。

●開催日時：5月16日(火)

①午後1時～午後1時50分 ②午後2時～午後2時50分

●開催場所：保健福祉センター

●申込方法：開催日の前日までに電話、FAX、メールで予約【要事前予約】

●申込先：自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

電話 0166-38-8800 FAX0166-33-0021 メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

●相談料：無料

●その他：「かみかわ生活あんしんセンター」の相談支援員が対応します。

5/21  
(日)

## ほうじ茶湯で心身ともに

保養センター5月の変わり湯は「ほうじ茶湯」です。  
この湯は、豊かな香りですリラックスでき、保温効果があるといわれています。  
この機会にほうじ茶風呂をお楽しみください。

- 日時 5月21日(日)
- 開館時間 午後4時30分～午後9時30分
- ※土日はサウナもご利用できます。



■住民課環境衛生係 (Tel.32-2422)

## 子育てボランティアを募集

子育て支援センターこども館では、子育てボランティアを募集しています。  
町内の方で子どもの好きな方、子育て経験を生かしたい方、和寒町の伝統ある文化を伝えていただける方など、年齢を問わず誰でも参加することができます。

活動内容は、子育てサロンの遊具の修理や消毒、放課後児童クラブの送迎支援、行事のサポートなど1～2時間程度の内容で、得意な分野で無理のない範囲で活動できます。

ご興味のある方は、ぜひご連絡ください。



■こども館 (Tel.32-3125)

## 自転車乗車用ヘルメットの購入補助を高校生まで拡大

町では、児童生徒の通学時に使用するヘルメットの購入費用について補助をしてきましたが、放課後など日常生活でも交通事故防止や重傷化防止を図るため、対象を高校生まで拡充することにしました。  
ヘルメット購入補助を希望される方は、教育推進課学校教育係までご連絡ください。

- 対象者 和寒町に住所を有する小学校から高等学校までの児童生徒の保護者で、自転車乗車用ヘルメットを購入した保護者（高等学校に進学していない方も含みます）
- ヘルメットの規格 安全基準に適合することを認証したSGマーク、JCFマーク、CEマーク、CPCマークのほか、同等の基準を満たすもの
- 補助金額 購入費用の1/2以内の額とし限度額5,000円
- 申請書類 ①補助金交付申請書 ②領収書の写し  
③SGマーク等が確認できる証明書等の写し  
④和寒町ヘルメット購入補助申請兼口座振替払依頼書
- 補助の回数 1人の児童生徒につき、小学校在学時に1回、中学校高等学校在学時に1回とさせていただきます。

■教育推進課学校教育係 (Tel.32-2477)

## マイナポイントの申し込み・チャージは9月末まで

マイナポイントの申し込み・チャージの期限は9月末までに延長されました。  
令和5年2月末までにマイナンバーカードを申し込みされた方は、マイナポイントを登録していただくことで、最大2万円分のマイナポイントがもらえます。

- 登録期限 9月30日(土)まで

■住民課お客さま窓口係 (Tel.32-2422・2500)

## 農地情報を閲覧できます

全国の農業委員会等で記録している農地台帳の一部事項および地図について、インターネットにより農地情報公開システム「eMAFF農地ナビ」(<http://map.maff.go.jp>)から閲覧できます。  
24時間365日利用できます。サイトを利用するにあたり利用料金はかかりません。  
※通信料は閲覧者負担

- 閲覧できる事項は次のとおりで、個人を特定できる情報は閲覧できません。

- ①農地の地番・地目・面積（位置情報も含まれます）
- ②賃借権等の権利設定の種類・存続期間
- ③耕作者ごとの整理番号

※その他、農業委員会にて農地台帳を閲覧することもできます。



■農業委員会 (Tel.32-2435)

## 農地の売買や賃貸、転用には許可が必要です

耕作目的で農地を売買したり、賃貸借したりする権利移動、農地を農地以外に利用する農地転用（農業用倉庫等を建てる場合など）の場合には、農業委員会または知事の許可を受ける必要があります。

### ●農地の売買や賃貸借（農地法第3条関係）

農業委員会に申請し許可を受ける必要があります。

※その他に、地域の農用地利用改善組合の斡旋調整により、町が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を受けて売買・賃貸借を行う方法があります。（農業経営基盤強化促進法第18条関係）

### ●農地の転用許可（農地法第4条・第5条関係）

農地の所有者が農地を農地以外に利用する場合（農地法第4条）、または、農地を持たない者が農地を買って、農地以外に利用する場合（農地法第5条）には、農業委員会の許可を受ける必要があります。

※農地転用については、知事の許可が下りるまで数ヶ月かかりますので、余裕を持って事前に相談してください。



農地売買等の申請方法や農地に関する相談については、農業委員会事務局で行います。

様式等については町ホームページに掲載されていますので、ご利用ください。

<http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/agricultural-committee/template>

■農業委員会（Tel.32-2435）

## 新型コロナワクチン（春接種開始）のお知らせ

新型コロナワクチン接種を実施します。

対象		接種券	予約方法
初回接種（1・2回目）を終了し前回のワクチン接種から3か月以上経過した右記の方	65歳以上	接種可能な時期が近づいた方から、直接自宅に届きます。	5月8日（月） 受付開始  接種を希望する方は 保健福祉センター へご連絡ください。
	12～64歳で基礎疾患を有する方※	接種券は届きません。	
	医療従事者等		
上記以外の方		9月以降にご案内します。	

- 集団接種期間 5月22日（月）～8月末（予定）
- 接種会場 和寒町保健福祉センター
- 使用ワクチン オミクロン株対応2価ワクチン（モデルナ社）
- 自己負担 なし

※基礎疾患の種類



(1) 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む）、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病（肝硬変等）
2. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
3. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
4. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
5. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
6. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
7. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
8. 染色体異常
9. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
10. 睡眠時無呼吸症候群
11. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

(2) 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

■保健福祉課保健係（Tel.32-2000）

## 通行規制区間への侵入の危険性について

道路で災害が発生した場合などには通行止め等の規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道などから侵入すると、損壊した道路からの転落や、崩落した土砂に巻き込まれる等の重大な事故に繋がる恐れがあります。

大変危険ですので指定された迂回路のご利用をお願いします。

通行規制の状況はホームページで公表しています。

通行規制情報（北海道地区道路情報のページ）

<https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

■詳しくは上川総合振興局旭川建設管理部維持管理課（Tel.0166-46-4926）